



平成22年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 鐵宏
(コード番号 2372 東証第一部)
問 合 せ 先
役 職 取締役 財務本部担当
氏 名 小島 修一
電 話 03-5436-3148

平成22年3月期第3四半期報告書提出遅延および 当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、平成21年12月17日付で公表いたしました「不適切な会計処理について」に記載のとおり、過年度の決算において不適切な会計処理が行われていた可能性が高いと判断するに至ったため、外部の第三者により構成される調査委員会を設置し、過年度決算の適正性について調査を実施しております。これに伴い、平成22年3月期第3四半期報告書につきまして、金融商品取引法に基づく法定提出日であります平成22年2月15日までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成22年3月期第3四半期決算短信につきましても、過年度決算の適正性についての調査が継続しているため、平成22年2月15日までに開示できない見込みとなりました。

記

1. 平成22年3月期第3四半期報告書提出の遅延について

平成21年12月17日付で公表いたしました「不適切な会計処理について」にてお知らせいたしましたとおり、現在、過年度の会計処理の見直しを行っております。この見直しの結果が確定するまで、平成22年3月期第3四半期の会計処理に与える影響が確定できないことから、当社会計監査人において四半期レビュー報告書の作成ができないため、金融商品取引法に定める提出期限（平成22年2月15日）までに平成22年3月期第3四半期報告書を提出することが困難となりました。

2. 平成22年3月期第3四半期決算短信開示の遅延について

平成22年3月期第3四半期決算短信につきましても、平成22年2月15日までに開示する予定でありましたが、上記1.の理由により、同日までに開示することが困難となりました。

3. 監理銘柄（確認中）への指定について

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限（平成22年2月15日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。よって当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成22年2月12日付にて監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

4. 今後の対応について

当社は、平成22年3月期第3四半期報告書を平成22年3月15日までに関東財務局長宛に提出する予定であります。

株主、投資家および取引先の皆様ならびに市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様には大変なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上